

記者発表資料

教職員の懲戒処分について

令和8年3月16日

広島県教育委員会

令和8年3月16日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

<p>県西部 公立小学校 スクール・サポ ート・スタッフ (67歳)</p>	<p>減給 10 分の 1 6 月</p>	<p>令和7年9月10日(水)、所属校において、嫌がらせの目的で、同校職員の財布から1,000円を抜き取った。さらに、同月16日(火)、当該校を管轄する教育委員会の職員からの事情聴取に対し、その事実を申告しなかった。 これらのことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>
--	---------------------------	---

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp